

No.205
2015.7



広報

おみいた

■発行と編集／徳島県板野郡上板町役場 上板町広報編集委員会 TEL (088)694-6824 平成27年7月1日発行



写真は上板町泉谷の泉谷川「ホタルの里」で撮影されたホタルです。
「ホタルの里」では例年5月下旬から6月上旬に見頃を迎え今年も多数の来場者を迎えました。

主な目次

平成27年度上板町職員採用試験案内 ……………	2	青年就農給付金（経営開始型）第2回募集 ………	11
上板町議会議員一般選挙立候補予定者説明会のお知らせ …	3	介護保険からのお知らせ ……………	12
上板町議会だより ……………	3	上板町町民体育館は、6月30日で閉館します ……	14
国保加入者の皆様へ 人間ドックのご案内 ……………	5	町営住宅入居者募集 ……………	15
夏場のごみを減量！ ……………	10	保健行事予定表 ……………	17

平成27年度 上板町職員採用試験案内

試験日 ▶ 平成27年9月20日(日)
申込受付期間 ▶ 平成27年7月21日(火)～
平成27年8月4日(火)
採用日 ▶ 平成28年4月1日以降

1. 試験区分、採用予定人数及び職務の内容

試験区分	採用予定人数	職務の内容
一般事務 高等学校卒業程度	若干名	上板町の各部署において、一般行政事務に従事します。

2. 受験資格

試験区分	受験資格
一般事務 高等学校卒業程度	昭和60年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。

3. 試験の日時及び試験場

区分	試験日時	試験場
第1次試験	平成27年9月20日(日) (1) 開場時間 9時 (2) 試験時間 10時から12時まで	徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟 (徳島市山城町西浜傍示180) ※試験場への車の乗り入れは、送迎を含め固く禁止します。 なお、付近に駐車場はありませんので、交通機関を利用してください。
第2次試験	平成27年11月中旬予定(日時及び場所は、第1次試験合格者に通知します。)	

4. 試験の方法 第1次試験は、次のとおり行います。

試験種目	時間	試験の内容
教養試験	10時から 12時まで	公務員として必要な一般的知識(社会、人文、自然)及び知能(文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈)について、高等学校卒業程度の択一式による筆記試験を行います。

※この試験についてのお問い合わせは、上板町役場 総務課(TEL:694-6801)へお願いします。

板野西部消防組合職員採用のご案内

板野西部消防組合消防職員を採用します。採用予定人数、受験申し込み方法等は、次の要領のとおりです。なお、今回の採用予定日は、平成28年4月1日以降です。

1 採用予定職種及び人数

消防職員(24時間交替勤務) 若干名

2 受験資格

平成元年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた者。

(詳しくは、試験案内をご覧ください。)

3 受付期間

平成27年7月21日(火)

午前8時30分から8月4日(火)午後5時まで。

4 試験の日程

■第1次試験(県内統一試験で実施)

日時 平成27年9月20日(日)午前10時から
場所 徳島文理大学 9号館 人間生活学部棟
(徳島市山城町西浜傍示180)

合格発表 平成27年10月下旬頃

■第2次試験

日時 平成27年11月以降
備考…詳しい事項は、直接連絡します。

5 お申し込み・お問い合わせ先

板野西部消防組合消防本部総務課

電話 088-672-0198

〒779-0114 徳島県板野郡板野町羅漢字前田35

※ 申込用紙、試験案内は、板野西部消防組合消防本部総務課で7月6日から配布します。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員試験請求」と朱書き、あて先明記の120円切手を貼ったA4版返信用封筒を必ず同封してください。

知事表彰

平成二十七年六月三日、二〇一五年度徳島県表彰の表彰式が県庁で行われ、地方自治や経済、福祉などさまざまな分野で功績のあった方々が表彰されました。

上板町からは、多年にわたり上板町商工会会長等として商工業の発展に貢献されている富永志郎氏と、多年にわたり徳島県草草協会副会長、上板町草草協会会長として保健衛生の向上に貢献された村上和子氏のお二人が受賞されました。
栄えある受賞をたたえらるとともに、今後ますますのご健康とご活躍をお祈りいたします。



村上 和子 氏



富永 志郎 氏

上板町議会議員一般選挙 立候補予定者説明会のお知らせ

上板町議会議員一般選挙が次のとおり執行される予定です。つきましては、立候補予定者説明会を開催いたしますので、立候補を予定されている方は、必ず出席してください。

◇選挙日程

- 告示日 平成二十七年九月八日(火)
- 立候補受付 平成二十七年九月八日(火)
八時三十分～十七時
- 投票日時 上板町中央公民館・大会議室(役場二階)
平成二十七年九月十三日(日)
七時～二十時
- 投票所 町内五投票所

◇立候補予定者説明会

- 日時 平成二十七年七月三十一日(金)
十三時三十分～
- 場所 上板町中央公民館・大会議室(役場二階)
※立候補を予定されている方は、必ず出席してください。

お問い合わせ先

上板町選挙管理委員会事務局(上板町役場総務課内)
TEL 六九四一六八〇一

一日行政相談所開設予定日

住民の皆さんから役所の仕事に対する苦情や要望などの相談を受け、必要に応じて関係行政機関にあつせんを行います。
相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。

■開設日

七月十五日(水)

■開設時間

午後一時三十分～午後四時

■開設場所

上板町老人福祉センター

上板町議会だより

◎平成二十七年第二回定例会の概要

第二回定例会は、六月十六日から六月十八日までの三日間の日程で開かれました。

開会日には、七條町長が町政に取り組む所信と、財政問題、人口減少問題、環境と人権問題、農業問題、防災対策など当面する町政の重要課題について述べました。

一般質問では、空き屋対策、行財政問題、農業問題、教育子育て問題などが論議されました。

(議員八名から一般質問)
町長提出議案十件の内八件が可決され、二件が同意されました。

議員提出議案一件が可決されました。

◎議会議員協議会

平成二十七年六月九日
第二回定例会提出議案の協議を行なう。

◎平成二十七年第一回臨時議会

平成二十七年五月十四日
町長提出議案八件の内二件が可決され、六件が承認されました。

ダイヤモンド婚を迎える ご夫婦をお祝いします。

九月二十一日(月)に実施する平成二十七年敬老会において、結婚六十年(ダイヤモンド婚)を迎えたご夫婦のお祝いをする予定です。
つぎの基準に該当される方は、福祉保健課までお申込みください。
なお、お申込みいただいたご夫婦には、後日招待状を送付します。

【該当基準】

昭和三十年一月一日～昭和三十年十二月三十一日の間に、ご結婚された上板町在住のご夫婦

【申込締切日】

平成二十七年八月二十七日(木)

【お問い合わせ先】

上板町役場 福祉保健課 TEL 六九四一六八一〇



国民年金からのお知らせ

国民年金保険料は

納付期限までに納めましょう

平成二十七年四月分から平成二十八年三月分までの国民年金保険料は、月額一五、五九〇円です。保険料は、日本年金機構から送られる納付書により、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用しての納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、国民年金保険料を納期限までに納めていただけない方に対して、電話、書面、面談により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、納付を督促する文書（督促状）を送付し、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金を課すだけではなく、※納付義務のある方の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付をお願いします。

経済的な理由等で保険料の納付が困難な場合は、保険料の納付が免除される制度や猶予される制度がありますので、上板町役場国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務者は被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主になります。

国民年金保険料免除等の

申請について

保険料が納め忘れの状態や、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「若年者（三十歳未満）納付猶予制度」がありますので、国民年金担当窓口で手続きをしてください。申請書は窓口に備え付けてあります。

平成二十七年度の免除等の受付は平成二十七年七月一日から開始され、平成二十七年七月分から平成二十八年六月分までの期間を対象として審査を行います。また、平成二十六年四月から法律が改正されて、二年一カ月前の月分まで遡及して免除申請をすることができます。

失業等により保険料を納付することが経済的に困難になったものの、申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、上板町役場の国民年金窓口または年金事務所へご相談下さい。

お問い合わせ先

徳島北年金事務所

TEL 088-655-0200

上板町役場 住民人権課

TEL 694-6809

平成27年度 特定健康診査が始まります。

特定健康診査は、自覚症状がなく進行する糖尿病・高血圧等の生活習慣病を見つけるチャンスです。健診の結果、生活習慣病のリスクが高く、また生活習慣病の改善が必要な方には、保健師・管理栄養士などの専門家からの保健指導が受けられます。この機会にぜひ健診を受けてみませんか。

特定健康診査の対象者

・平成二十七年四月一日現在、上板町国民健康保険に加入している昭和十五年十月一日～昭和五十一年三月三十一日生まれの方

【四月二日以降に国保に加入した方で特定健康診査を受診を希望される場合は、お問い合わせください。】

※対象者には七月月上旬に受診券を送付します。

特定健康診査の受診期間

・平成二十八年一月三十一日まで
【ただし、昭和十五年十月一日～昭和十六年三月三十一日生まれの方は九月三十日まで】

特定健康診査の受け方

受診回数は一回です。いずれかの方法で受診してください。

■医療機関で受診

特定健康診査受診券に同封の県内実施機関一覧表に載っている医療機関で受診できます。

■上板町農村環境改善センターで受診（集団検診）

平成二十七年十月二十二日（木）
受付時間 午前八時三十分～午前十時
平成二十七年十二月三日（木）
受付時間 午前八時三十分～午前十時

■人間ドックで受診

上板町国民健康保険やJA等が実施する「人間ドック」を受診する際に、人間ドックと特定健康診査の内容を同時に実施できます。

国保加入者の皆様へ 人間ドックのご案内

上板町国民健康保険では、国保の被保険者を対象に平成二十七年年度の間ドック（総合健康診査）事業を実施します。

普段の生活習慣の中で蓄積され、自覚症状がすぐに現われない生活習慣病などを早期に発見し対策するためには、定期的に人間ドックを受けることが最も有効な手段です。

自分の健康状態をチェックし、疾病の早期発見、早期治療に努めましょう。

1 受診資格

○上板町国民健康保険の被保険者である者（後期高齢者医療制度加入者は対象外です）

○平成二十七年年度中に満三十五歳以上の者

○国民健康保険税を完納している世帯に属する者

なお、特定健診は人間ドックの受診項目に含まれていますので、特定健診対象者の方は人間ドックと併せて受診できます。

2 受診時期

平成二十七年 九月・十月・十一月・十二月の四ヶ月
祝祭日を除く毎週月曜日～金曜日

3 受診料について

○ドック受診料は三六、〇〇〇円です。うち一八、〇〇〇円を国保から補助しますので、個人負担額は一八、〇〇〇円です。（特定健診該当者の方で人間ドックと併せて受診する方は個人負担額二二、六五〇円です。）

○希望により、個人負担を追加すれば次の

検診を受けることができます。
乳がん、子宮がん検診（六、三七七円）

○ドック個人負担額と追加検査料は、受診当日に健診センターでお支払いください。

4 実施する医療機関

公益財団法人とくしま未来健康づくり機構（徳島県総合健診センター）
徳島市蔵本町一丁目一〇番地三
TEL 六三三一二二六六（代）
〔交通案内〕

■JR蔵本駅下車（徒歩三分）

■徳島バス・徳島市営バス
中央病院前下車（一分）

5 申込方法

○「国保・人間ドック申込書」に、住所・氏名・生年月日・電話番号・受診希望月を記入・捺印のうえ七月三十一日（金）までに役場税務課までお申込みください。申込書は税務課窓口もしくは町ホームページから取得できます。

申込み順で一六〇名に達した時点で締め切らせていただきます。

○受診期間のうち、九月・十月は他の保険の健診が集中する時期で、日程によっては検査の待ち時間が長くなる場合があります。

○受診日については、後日健診センターから直接連絡がありますので、都合の良い日をご相談ください。

※人間ドックに関してのお問い合わせは、
上板町役場 税務課
TEL 六九四一六八〇七です。

後期高齢者医療制度加入の方へ

8月は保険証の定期更新月です

現在、後期高齢者医療制度に加入されている方には、有効期限が「平成27年7月31日」となっている濃いクリーム色（黄色）の「後期高齢者医療被保険者証」を、1人に1枚お渡ししています。

7月中に**有効期限 平成28年7月31日**と記載された新しい被保険者証【みどり色】をお届けします。

平成27年8月1日から平成28年7月31日までの一部負担金の割合（1割又は3割）は、平成26年中の所得に基づき、改めて判定します。

8月1日以降は、古い被保険者証は使えませんので、受診の際は有効期限を確認し、お間違えのないようご注意ください。

後期高齢者医療被保険者証

有効期限 平成28年7月31日

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 年 月 日	
被保険者番号	
被保険者	住所
	氏名
	生年月日
資格取得年月日	
発効期日	
交付年月日	
一部負担金の割合	
被保険者番号及び印	□□□□□□□□ □

※ご確認ください！

新しい被保険者証の有効期限は
平成28年7月31日
になっています。

【一部負担金の割合の判定方法について】

1割負担となる方

同じ世帯の被保険者全員の住民税課税所得が145万円未満

3割負担となる方

世帯構成	被保険者が1人の場合	被保険者が2人以上の場合
住民税課税所得	145万円以上	145万円以上の被保険者がいる
総収入の合計額	383万円未満は1割（要申請）	520万円未満は1割（要申請）
	383万円以上は3割（※）	520万円以上は3割

※70歳以上75歳未満の方（後期高齢者医療制度の被保険者以外）がいる場合、その方々との総収入の合計額が520万円未満の場合は1割（要申請）

今月の納付期限
はいつまで

税務課からのお知らせ

七月は固定資産税（一期）と国民健康保険税（一期）の納付月です。納期限は七月三十一日（金曜日）です。

納期限内にお納めくださいますようお願い申し上げます。

口座振替の方は、七月三十一日に引き落としいたしますので、残高のご確認をお願いします。

※転出・婚姻等、世帯状況に異動があった場合でも、自動的に解約とはなりませんのでご注意ください。

口座振替

■口座振替の手続き

通帳と通帳届出印を持参し、上板町内取扱金融機関窓口でお申し込み下さい。

■ご利用いただける町税（料）

町県民税（普通徴収分）・固定資産税・軽自動車税・国民健康保険税・後期高齢者医療保険料

■取扱金融機関

阿波銀行、徳島銀行、板野郡農協、ゆうちょ銀行

お問い合わせ先

上板町役場 税務課
TEL 六九四一六八〇七

臓器提供の意思表示にご協力ください

新しい被保険者証（有効期限平成28年7月31日）の裏面に、臓器提供意思表示欄が設けられています。

これは、臓器移植に関する啓発や知識を深めるためです。臓器移植とは、病気や事故により臓器が機能しなくなった方に他の方の健康な臓器を移植し、機能を回復させる医療です。

臓器提供の意思表示は自分の意思で決めることができます。また、意思表示欄記入後も意思の変更ができます。臓器提供についてよく考え、家族と話し合い、意思表示欄の記入にご協力ください。

なお、意思表示欄への記入は任意であり、義務付けるものではありません。

<p>注意事項 保険医療機関等において診療を受けようとするときには、必ずこの証をその窓口で渡してください。</p> <p>備考</p> <p>※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思表示をすることができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。</p> <p>1 私は、脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも、移植の為に臓器を提供します。 2 私は、心臓が停止した死後に限り、移植の為に臓器を提供します。 3 私は、臓器を提供しません。 《1又は2を選んだ方で、提供をしたくない臓器があれば、×をつけてください。》</p> <p>【心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球】 〔特記欄： 〕</p> <p>署名年月日： 年 月 日</p> <p>本人署名(自筆)：</p> <p>家族署名(自筆)：</p>	<p>◆自分の意思に合う番号を選択 自分の意思に合う番号を1から3までの中からひとつ選んで○をしてください。</p> <p>◆提供したくない臓器の選択 1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、その臓器に×をつけてください。なお、提供できる臓器は以下のとおりです。 脳死後：心臓・肺・肝臓・腎臓・膵臓・小腸・眼球 心臓が停止した死後：腎臓・膵臓・眼球</p> <p>◆特記欄への記載について 1又は2を選んだ方で、皮膚、心臓弁、血管、骨などの組織も提供してもいい方は、「すべて」あるいは「皮膚」「心臓弁」「血管」「骨」などと記入できます。 親族に優先して臓器提供をしたい方は、「親族優先」と記入できます。</p>
---	---

◆**本人署名・家族署名について**
本人の署名及び署名年月日を自筆で記入してください。また、家族署名欄には、この意思表示欄の記入を知っている家族が、その確認のために署名してください（家族署名欄の署名がなくても意思表示は有効です。）。

※ 臓器提供意思表示欄記入後に、「個人情報保護シール」をはり付けることにより、記入内容を他の人に知られないようにすることができます。このシールは被保険者証同封パンフレット「臓器提供の意思表示にご協力ください」に付いています。

※ 記入する場合は、ボールペン等の消えないペンを使用してください。

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証（薄い紫色）をお持ちの方へ

現在お持ちの「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」は、有効期限が「平成27年7月31日」となっています。

平成26年度の認定証をお持ちの方で平成27年度住民税非課税世帯の方には、7月末までに「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」をお届けいたします。更新申請書の提出は必要ありません。

認定証に記載されている適用区分が「区分Ⅱ」の方で「過去12か月で90日を超える入院」をされた方は、お住まいの市町村担当窓口申請していただくことで、入院時の食事代がさらに減額されます。

平成27年度の保険料の決定通知書を8月初旬にお送りします。

平成27年度の保険料が、年金から差引かれている方は、4月分から8月分までは、仮徴収としてお支払いいただくこととなっております。

保険料の算定基礎となる前年の所得が確定後、年額保険料とお支払方法のお知らせをお送りします。

また、年金からの差引きではなく、納付書または口座振替により保険料を納めていただく方についても、年額保険料のお知らせと納付書をお送りします。

町内女子バレーボール大会



平成二十七年年度町内女子バレーボール大会が、五月十九日(火)・二十一日(金)・二十六日(火)の三日間に渡り東光小学校体育館にて開催され、町内三チームが熱戦を繰り広げました。大会の結果は、次のとおりです。

- 優勝 パシオン
- 準優勝 高志レディース
- 第三位 東光レディース



グラウンドゴルフ競技会

平成二十七年年度グラウンド・ゴルフ競技会が、五月二十六日(火)にファミリースポーツ公園で約四十名が参加し開催されました。成績は次のとおりです。



- 優勝 多田博一
- 準優勝 森 一二三
- 第三位 安芸文子



上板町子ども・若者相談支援センター「あい」からのお知らせです。

子育ていちょう会の開催について(ご案内)

子育ていちょう会は不登校や引きこもり等の子育ての悩みを抱える親のためにある会です。

同じ悩みや心の痛み、苦しみを聞いたり、自分の思うことを話すことで今までこだわっていたことや考え方が変わり、広く大きく考えられる場所です。

保護者、支援者、カウンセラー、アドバイザーが集い子ども達の生きる力をはぐくめるように諸問題の解決に向けて話し合い、相談・支援活動をしています。先生方のご参加もお待ちしています。誰でも自由に気軽に参加ができますので一人で悩まず是非お越し下さい。話の内容は、秘密厳守となっています。

日時 毎月第4土曜日(19時~21時)

7月25日(土)(19時~21時)

8月22日(土)(19時~21時)

9月26日(土)(19時~21時)

10月以降も第4土曜日で開催しています。



活動場所

上板町子ども・若者相談支援センター「あい」
1Tセンター2階

参加費
無料

相談窓口	連絡先	受付時間(月~金)
相談支援センター「あい」 (1Tセンター内)	088-637-6006	9:00~17:00
上板町教育委員会	088-694-6814	8:30~17:00

(土・日・祝日は休み) (相談無料)

上板ふれあいクラブ キッズスポーツ教室

きょうしつ

参加者募集中

へいせい ねん がつ にち へいせい ねん がつ にち
平成27年4月25日～平成28年3月12日



実施日	だい じ 第2・4(土) 14時～15時
参加資格	かみいた かいいん ねんかいひ えん ほけん えん 上板ふれあいクラブ会員(年会費2,000円・保険800円) たいしょう ようちえん しょうがく ねんせい さんかひ ぜん えん 対象(幼稚園～小学2年生) 参加費(全500円)
実施場所	あいていー かい ITセンター2階
指導者	やお けいこ せんせい 八尾 景子 先生(キッズスポーツインストラクター)
持ち物	うわば の もの 上履き・タオル・飲み物

お知らせ

カローリング・バウンドテニス教室は6月から8月末まで松島小学校体育館に変更になっております。



上板ふれあいクラブ事務局
TEL 679-7788
月～金曜日(13時～20時)
土曜日(13時～18時)

寄せ植え教室 (フラワーデザイン講座) の募集

夏のお部屋に清涼感を感じさせる
苔玉をアレンジする寄せ植えに挑戦しましょう。

■日時 平成27年7月22日 水曜日 13:30～

■場所 馬道会館 TEL 694-4868
上板町西分字原淵18番地2

■申し込み締め切り
7月15日 水曜日 午後5時まで

■材料代 2,000円

くらしの保険相談

馬道会館ではファイナンシャルプランナーによる生活に密接した各種保険相談を開催します。疑問や不安をかかえているかた、老後の生活設計に悩んでいるかた、ぜひこの機会に相談してみませんか。

■日時
平成27年7月28日 火曜日
午後1時30分から

■場所
馬道会館 TEL 694-4868
上板町西分字原淵18-2

相談は先着順となりますので、お早めにお申し込みください。

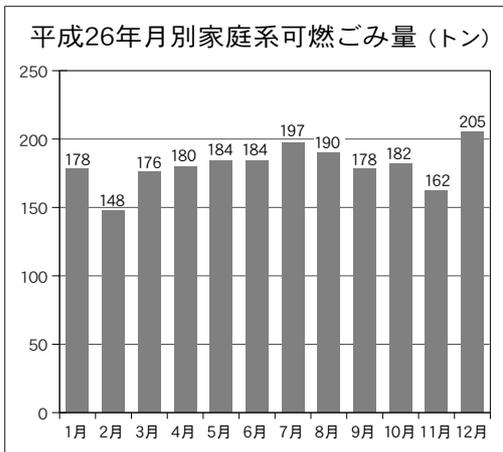
夏場のゴミを減量！



夏場のゴミが増える季節

年間を通じて梅雨が明けた七月及び八月は、最も可燃ゴミが増える時期であり、そのゴミに水分が多量に含まれる時期でもあります。

平成二十六年において、町内の各ご家庭から排出された月別の「可燃ゴミ量」は、七月が約一九七トン、八月が一九〇トン、一番少ない二月が約一四八トンでした。



夏場のゴミは水分が多い

夏場に可燃ゴミの量が増える要因としては、生ゴミ等の「水分過多」が考えられます。生ゴミのおよそ八〇％が水分といわれており、



て出される前に水分を水切りネットなどで一絞りするだけで、大きなゴミの削減効果があると考えられます。

夏場のゴミ出しは、「家庭で十分「水切り」を行っていただきますようご協力をお願い申し上げます。

生ゴミ「水切り」のポイント

- 濡らさない！
水分を吸わせないようにしましょう。
- 乾かす！
野菜の皮などは、乾かしましょう。
- 絞る！
水分をギュツとしぼりましょう。



※水切りをしない弊害としては、夏場は特に悪臭が発生し、ごみステーション付近の方のご迷惑にもなっています。

生ゴミの堆肥化も協力

生ゴミを堆肥化して家庭菜園等に利用すれば、一石二鳥。上板町では、家庭用生ゴミ処理機等の購入費補助を行っています。詳しくは環境保全課迄お問い合わせください。

お問い合わせ先

上板町役場 環境保全課
TEL 六九四一六八一三

合併処理浄化槽の補助金制度について

生活排水対策として、トイレの污水だけでなく、台所やお風呂などの雑排水も処理することのできる合併処理浄化槽の設置を推進しています。補助制度を活用し、合併処理浄化槽への転換や設置をしましょう。

なお、補助金額については下記のとおりです。

	新設	転換
5人槽	169,000円	332,000円
7人槽	207,000円	414,000円
10人槽	276,000円	548,000円

■受付期間 平成27年11月30日まで

※平成28年2月28日までに設置が完了する方の補助金の申請受付を引き続き行っておりますので、希望される方は希望届けをご提出ください。補助予定基数に達した場合、期間前に受付を締め切る場合があります。

詳細については、環境保全課 (TEL 694 - 6813) までお問い合わせください。

今年度中に設置が完了する方の補助金の申請受付を引き続き行っておりますので、希望される方は町環境保全課まで希望届けをご提出ください。

補助額 1kW当たり2万円
上限10万円

補助対象 個人向け住宅用太陽光発電システムを今年度中に設置される方

補助件数 15名程度を予定

※受付は先着順となります。予算の枠内により決定することをご了承ください。



お問い合わせ先
上板町役場 環境保全課
TEL 694 - 6813

住宅用太陽光発電システム設置補助金について

次回の大型ごみ引取り日時

8月16日(日) 午前8時～正午

■引取り場所：
上板町リサイクルセンター (役場西隣)

※引取りには、大型ごみ1品につき「大型ごみシール」が1枚必要です。

青年就農給付金 (経営開始型)

第2回 募集



就農してからの期間が短く、経営が不安定な時期の新規就農者に対し給付金を給付します。交付要件については次のとおりです。

- 1 独立・自営就農時の年齢が、原則として四五歳未満であり、農業経営者となることについての強い意欲を有していること。
以下の五要件を必ず満たす「独立・自営就農」であること
- 2 農地の所有権又は利用権を有していること。ただし、親族から貸借した農地が主である場合は、給付期間中に当該農地の所有権を給付対象者に移転することを確約すること。
- 3 主要な農業機械、施設を自ら所有し、又は貸借していること。
- 4 生産物や生産資材等を本人名義で出荷、取引すること。
- 5 本人の農産物等の売り上げや経費の支出などの経営収支を本人名義の通帳及び帳簿で管理していること。
- 6 給付対象者が農業経営に関する主宰権を有していること。
- 7 認定新規就農者であること（上板町で青年等就農計画の認定を受けた者であること。）
- 8 青年等就農計画が以下の基準に適合していること。
 - 1 農業経営を開始して五年後までに農業で生計が成り立つ計画であること。
 - 2 計画の達成が実現可能であること。
 - 3 経営の全部又は一部を継承する場合は、継承する農業経営に従事してから五年以内に継承して農業経営を開始し、かつ給付期間中に、新規作目の導入、経営の多角化等経営展開に向けた取組を行い、新規参入者（土地や資金を独自

に調達し、新たに農業経営を開始した者を含む。と同等の経営リスクを負って経営を開始する青年等就農計画であると町に認められること。

- 4 町の「人・農地プラン」に中心となる経営体として位置づけられ、又は位置付けられることが確実と見込まれること。あるいは農地中間管理機構から農地を借り受けていること。
- 5 原則として生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等を受けておらず、「農の雇用事業」による助成を受けたことがある農業法人等でないこと。
- 6 原則として農林水産省青年新規就農者ネットワーク（一農ネット）に加入していること。

◆加入は農林水産省ホームページから可能です。

*給付金・給付期間について

給付申請については、上記のすべての要件を満たすことを条件とします。給付金の額は、経営開始初年度は給付期間一年につき一五〇万円を給付し、経営開始二年目以降は給付期間一年につき三五〇万円から前年の総所得（経営開始後の所得に限り給付金を除く）を減じた額に3/5乗じて得た額（一円未満切り捨て）を給付します。ただし、前年の総所得が一〇〇万円未満の場合は一五〇万円を給付します。また、期間は最長五年間（経営開始後五年度分）となります。

希望の方は七月二十七日〜八月二十七日までに「青年等就農計画認定申請」の提出が必要です。申請書は役場産業課に用意してあります。

お問い合わせ先

上板町役場 産業課 TEL 六九四一六八〇六

上板町

消費生活相談窓口

からのお知らせ

学習教材の訪問販売

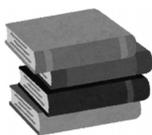
【事例】

三〇〇〇円で子供の学力診断テストを受けたいかと業者が訪ねてきて承諾した後日テスト結果の説明で「今のままでは志望校合格は難しい。当社の学習教材を使用して頑張れば間に合う」と五教科三年分で九〇万円の学習教材の購入を勧められた。

冷静に考えると高額だと思うので契約を取り消して、代金を返してほしい。

● 診断結果を説明する際に学習教材の販売を行う場合が多く、法律では長時間勧誘や再勧誘は禁止されています。

クーリング・オフは、訪問販売の契約書面を受取って八日以内は適用されます。教材が必要ない場合ははっきり断りましょう。



秘密厳守・相談無料

TEL 六九四一六八一六

月々金曜日 九時〜十六時三十分

(休所日 土日祝)

役場東隣

上板町農村環境改善センター事務所内

上板町避難行動要支援者制度への登録について

災害発生時の避難行動支援について

災害発生時に、自力で避難することが困難な方（避難行動要支援者）からの申請に基づき台帳を作成し、迅速な避難行動支援等が実施できるように、地域の自主防災組織、民生委員児童委員、消防団等と情報を共有し連携して支援を進めます。

■災害の状況により、希望される支援が受けられない場合があります。

■災害はいつ、どのような形で起きるか分かりません。日ごりからの備えが大切ですので、普段から自分の身は自分で守るということを心がけてください。

■災害発生時に、地域の助け合いをスムーズに行うために、日ごろから周囲の方と積極的にコミュニケーションをとるよう心がけてください。

対象となる避難行動要支援者とは

次に掲げる方のうち、災害発生時における地域での支援を希望し、支援を受けるために個人情報提供することに同意した方です。

- ① 七十五歳以上の高齢者のみの世帯に属する方
- ② 介護保険認定者のうち、要

介護度三以上の方

③ 身体障がい者手帳一級又は二級の交付を受けている方

④ 療育手帳Aの交付を受けている方

⑤ 精神障がい者保健福祉手帳一級又は二級の交付を受けている方

⑥ 難病患者
⑦ 前各号に掲げる方に準ずる状態にある方

支援を希望される方の申込み方法について

役場福祉保健課へ印鑑を持参し、申請してください（代理の方でも可能です）。

高齢等の理由により窓口に向くのが困難な方は、お問い合わせだけだと「避難行動要支援者登録申請書」をお送りします。

また、昨年度に申請され既に登録されている方は、民生委員児童委員が自宅を訪問しますので、内容等をご確認のうえ再度申請してください。

なお、申請の内容については調査させていただくことがありますのでご了承ください。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課
TEL 六九四一六八一〇

介護保険からのお知らせ

現在介護サービスをご利用の方へ

国の介護保険制度改正により平成二十七年八月からつぎのとおり変更があります。

■一定以上の所得のあるかたは、介護保険サービス利用者が二割に変更になります。

これまで、介護保険サービスを利用する場合、所得にかかわらず一律にサービス費の一割を利用者負担としてご負担いただいていたのが、今後団塊の世代の方が皆七十五歳以上となる二〇二五年以降にも持続可能な制度とするため、六十五歳以上の方のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の二割をご負担いただくこととなります。

要介護・要支援認定を受けている方へは町から八月上旬までに「介護保険負担割合証」を交付しますので、負担割合証を「介護保険被保険者証」と一緒に保管し、介護サービスを利用する時は、必ず二枚一緒にサービス事業者や施設にご提出ください。

■平成二十七年八月一日以降利用サービス高額介護サービス費の基準が変更になります。

介護保険サービスを利用された場合一ヶ月に支払った利用者負担の合計が上限を超えた時に超えた分が高額介護サービス費として払い戻しがあります。該当される方は町から通知を送付しています。

■食事・部屋代の負担軽減の基準が変更になります。

介護保険施設やショートステイを利用する方の食事や部屋代について、申請をいただいた後、非課税世帯の方については負担軽減を行っています。平成二十七年八月から判断基準が見直され、本人及び配偶者の課税状況や一定以上の預貯金等の資産も判断基準となります。

■特別養護老人ホームの相部屋（多床室）に入所する方の部屋代負担が平成二十七年八月一日以降変更になります。具体的なことにつきましては、入所施設へお問い合わせください。

お問い合わせ先

上板町役場 福祉保健課
TEL 六九四一六八一〇

区分	負担の上限(月額)
現役並み所得者に相当する方の世帯	44,400円(世帯)
住民税を課税されている方がいる世帯	37,200円(世帯)
世帯全員住民税非課税	24,600円(世帯)
・高齢福祉年金受給者	24,600円(世帯)
・前年の合計所得金額と公的年金等収入額の合計が80万円以下の方	15,000円(個人)
生活保護を受給している方等	15,000円(個人)

(世帯)は同一世帯の介護サービス利用者全員の負担額合計した基準です。
(個人)は介護サービス利用者本人のみの基準です。

臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金の申請について

消費税率の引上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して、制度的な対応を行うまでの間の、暫定的・臨時的な措置として、臨時福祉給付金が、子育て世帯に対して、臨時特例的な給付措置として、子育て世帯臨時特例給付金が要件を満たす方に支給されます。

臨時福祉給付金

① 対象者

基準日（平成二十七年一月一日）において、上板町に住民登録している人で、平成二十七年年度の町民税（均等割）が課税されていない人。ただし、平成二十七年度市区町村民税が課税される人に扶養されている場合や生活保護制度の被保護者となっていない場合は対象外です。

② 支給額

対象者一人につき六、〇〇〇円

子育て世帯臨時特例給付金

① 対象者

基準日（平成二十七年五月三十一日）において、上板町に住民登録している人で、平成二十七年六月分の児童手当の受給者であって平成二十七年年度の所得が児童手当の所得制限額に満たない人。（ただし、平成二十七年六月一日以降に生まれた子どもは対象外です）

② 支給額

対象となる子ども一人につき三、〇〇〇円

申請方法

1. 申請期間はいずれの給付金も次のとおりです。

平成27年8月17日(月)～
平成27年11月30日(月)

2. 申請手続き

●臨時福祉給付金

支給対象となる可能性がある人に給付金の申請書類を8月上旬に発送する予定で準備しています。

対象となる人は、送付された申請書に記入押印し、必要書類を添付のうえ、返信用封筒に入れて11月30日（当日消印有効）までに、郵送してください。また上板町役場福祉保健課窓口でも申請受付いたします。

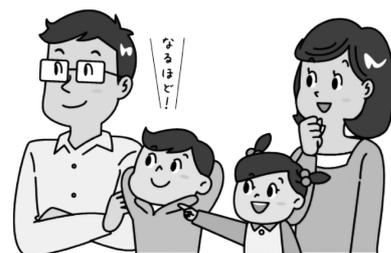
●子育て世帯特例給付金

支給対象となる児童手当の受給者に対し、申請書類を児童手当現況届の案内に同封し、6月中旬に郵送していますので、上板町役場福祉保健課窓口にて申請してください。（※児童手当現況届と同時に申請していただいても構いません。）

公務員の方は、基準日（平成27年5月31日）時点で住民票が上板町にある方が対象です。勤務先より配布されている申請書にて申請してください。

「臨時福祉給付金」（簡素な給付措置）や「子育て世帯臨時特例給付金」の“振り込め詐欺”や“個人情報”の詐取にご注意ください。

■お問い合わせ先 上板町役場 福祉保健課 TEL 694 - 6810



成年後見・相続・遺言無料相談会のお知らせ

「成年後見制度」とは、本人の判断能力が不十分な場合に、本人を法律的に保護し、支えるための制度です。また、相続や遺言のご相談にも応じます。お気軽にご相談ください。

■日時

八月四日(火) 午後一時～三時
※偶数月の第一火曜日に無料相談会を実施しています。

■場所

上板町中央公民館 第一会議室
(上板町役場二階)

■お問い合わせ

一般社団法人コスモス成年後見サポートセンター
徳島県支部徳島県行政書士会内
TEL 〇八八-六七九-四四四〇



上板町町民体育館は、

六月二十日で

閉館します

町民体育館は昭和四十八年に建築、建築後四十年以上経過、雨漏り等非常に老朽化した建物で、耐震二次診断で大規模な地震（一般的に震度六強）により倒壊の危険性が高いと判断されております。

南海トラフ巨大地震の発生確率が高まっている中で、三月末の徳島市文化センター閉館、四月のネパール大地震による家屋倒壊等を鑑み、施設管理者である教育委員会会議で審議し、使用者の安全確保、危機管理面からの措置として使用禁止となりました。

上板町の社会体育の発信地であり、最近では中学校の授業及びクラブ活動や各種社会体育の普及のため、多くの皆様に長年ご利用いただきました。ありがとうございました。

今後は、現在開放している教育施設である小学校体育館と新たに中学校体育館の開放を予定しております。

なお、予約等については利用団体で各学校の使用状況確認の上、教育委員会への提出をお願いいたします。

ただし、学校教育施設のため、学校行事等を優先とします。

8月1日から学校施設使用料を徴収します

開放施設

- 1 神宅小学校体育館
- 2 東光小学校体育館
- 3 松島小学校体育館・多目的ホール
- 4 高志小学校体育館
- 5 上板中学校体育館・武道場



使用時間等

■小学校

午後5時から午後10時まで【平日】
午前9時から午後10時まで【土曜日・日曜日・祝日】

■中学校

午後8時から午後10時まで【平日】

使用料

使用者は、次の使用料を申込みと同時に納付していただきます。

上板町学校施設使用料

	体育館	多目的ホール	武道場
	1時間につき		
神宅小学校	1,000円	—	—
東光小学校	1,000円	—	—
松島小学校	1,000円	1,000円	—
高志小学校	1,000円	—	—
上板中学校	1面 1,000円	—	1,000円

学校施設については、スポーツ振興や健康維持のため無償にて利用いただいておりますが、照明電気代や備品の損耗等費用については使用者責任として使用料を徴収することとなりました。

使用者の皆様には、制度変更によりご迷惑をおかけいたしますが、使用者責任としてのご理解とご負担をよろしくお願いたします。

※移行期間である七月中は、小学校体育館は今までの取り扱いとし、八月一日以降の使用については、左記の使用料がかかります。

※中学校はクラブ活動等で利用するため、平日夜間のみ開放を協議中ですので、七月中は開放できません。

※少年団活動や体育協会活動での減免措置等については、学校施設使用規則等が改正後、団体からの申請に基づき、審査の上判断いたします。

お問い合わせ先

上板町教育委員会事務局 TEL 694 - 6814 FAX 694 - 6802 E-mail: kyo@townkamiita.jp

町営住宅入居者募集

1 募集団地

- ・ 神宅団地
- ・ 横関団地
- ・ 八坂団地

2 入居者資格

(上板町営住宅管理条例第六条に該当すること)

- ① 通算して三年以上、町内に住所を有すること。
- ② 現に同居し、又は同居しようとする親族があること。
- ③ 一定の収入があり、町税等の滞納がないこと。
- ④ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

3 申込み方法

町営住宅入居申込書に必要書類を添えて、役場環境保全課に提出してください。

(申込書は役場環境保全課窓口にあります。)

4 募集期間

全ての募集住戸の申込みを受け付けた時点で終了受付時間(午前八時二十分から午後五時まで)

※随時受付

5 入居の選考

上板町営住宅管理条例に基づき入居資格等の審査で入居者を決定する。

6 入居時期

入居決定日から約一ヶ月後の予定

お問い合わせ先

上板町役場 環境保全課 TEL 六九四一六八三三



行政から発信される消費者情報を周りの消費者(家族、友人、近所や職場など)に広めたり、周りの消費者の相談を行政につなぐなどのボランティア活動をする18歳以上の方と団体を募集しています。

お問い合わせ先
 徳島県消費者情報センター(都築、林) TEL 088-623-0612
 ホームページ <http://www.pref.tokushima.jp/shohi/>
 (休所日 水曜日・祝日・年末年始)

自衛官(学生)受付案内

募集種目	資格	受付期間	試験期日	その他
自衛官候補生	(男子) 18~27歳未満の男子	年間を通じて行っております。	受付時にお知らせします。	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
	(女子) 18~27歳未満の女子	8月1日~9月8日	9月25日~29日	
一般曹候補生	高卒(見込含) 27歳未満	8月1日~9月8日	1次:9月18日・19日(いずれか1日実施) 2次:10月8日~14日(いずれか1日実施)	試験会場 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
航空学生	高卒(見込含) 21歳未満	8月1日~9月8日	1次:9月23日 2次:10月17日~22日 3次:11月14日~12月17日	試験会場 1次・2次試験: 海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
防衛医科大学校看護学科学生(自衛官候補看護学生)	高卒(見込含) 21歳未満	9月5日~9月30日	1次:10月17日 2次:11月28・29日	試験会場 1次試験:海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 2次試験:陸上自衛隊 普通寺駐屯地(香川県普通寺市) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
防衛医科大学	高卒(見込含) 21歳未満	9月5日~9月30日	1次:10月31日・11月1日 2次:12月16日~18日	試験会場 1次試験:海上自衛隊 徳島教育航空群基地内(松茂町) 2次試験:防衛医科大学本校(埼玉県所沢市) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
防衛大学	推薦 高卒(見込含)21歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動等に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	9月5日~9月9日	9月26日・27日	試験会場 防衛大学校本校(神奈川県横須賀市) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
	総合選抜	9月5日~9月9日	1次:9月26日 2次:10月31日・11月1日	
	一般(前期)	高卒(見込含) 21歳未満(自衛官は23歳未満)	9月5日~9月30日	
	一般(後期)	28年 1月20日~29日	1次:28年2月20日 2次:28年3月11日	試験会場 防衛大学校本校(神奈川県横須賀市) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
高等工科学校生徒	推薦 男子で中卒(見込含)17歳未満の、成績優秀かつ生徒会活動に顕著な実績を納め、学校長が推薦できる者	11月1日~12月4日	平成28年1月9日~11日 いずれか1日	試験会場 高等工科学校本校(神奈川県横須賀市) 詳細については、下記のお問い合わせ先までご連絡下さい。
	一般 男子で中卒(見込含)17歳未満の者	11月1日~ 平成28年1月8日	1次:平成28年1月23日 2次:平成28年2月4日~7日	

お問い合わせ先 自衛隊鳴門地域事務所 (TEL 088 - 685 - 5306) 住所: 鳴門市撫養町立岩字七枚 57
 自衛官募集ホームページ <http://www.mod.go.jp/gsd/f/jieikanbosyu/>

保健師からのお知らせです



1. 災害時の家庭における食の備えについて

ご存知ですか？ ローリングストック法（循環在庫法）

○ふだん食べ慣れていない保存重視の食品よりも、買い置きしておく、と、どんどん減っていくものを、切らさず多めに買って置き、買い置きしている状態を保ちながら使っていく、その分を補充していく方法。



- ふだん家族が食べ慣れているものが一番！
- 家族（幼児、食べ盛りの子ども、生活習慣病のお父さん、お年寄り）に合ったものを用意しましょう。
- レトルト食品や冷凍食品も備蓄食料!!
（冷凍庫のご飯や食パン、冷凍食品は自然解凍により食べる事も可能）

買う人と食べる人が
同じである

家庭における備蓄で特に有効

☆その他備蓄しておくの良いもの

- 水（飲料水として1人当たり1日1リットルの水が必要）
- カセットコンロ（ボンベも忘れずに）
- 米 缶詰 調味料 乾物

いざという時のために、最低でも3日分、できれば1週間分程度の食の備えをしましょう。

2. 高齢者の肺炎球菌予防接種の費用助成について

肺炎球菌ワクチン接種は、肺炎球菌に起因する肺炎の発症及び重症化を予防するためのものです。平成26年度より予防接種法による定期接種と定められましたので、肺炎球菌予防接種を実施しています。接種を希望する方はかかりつけ医療機関へ申し込んでください。（※要予約）

(1) 定期接種対象者

下記①～②に該当する方のうち、今までに肺炎球菌ワクチン接種を受けたことのない方。

① 平成27年度に下記年齢になる方

年齢	生年月日	年齢	生年月日
65歳	昭和25年4月2日生～昭和26年4月1日生	85歳	昭和5年4月2日生～昭和6年4月1日生
70歳	昭和20年4月2日生～昭和21年4月1日生	90歳	大正14年4月2日生～大正15年4月1日生
75歳	昭和15年4月2日生～昭和16年4月1日生	95歳	大正9年4月2日生～大正10年4月1日生
80歳	昭和10年4月2日生～昭和11年4月1日生	100歳	大正4年4月2日生～大正5年4月1日生

② 60歳以上65歳未満の方で、心臓、腎臓もしくは呼吸器の機能またはヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に障害を有する方

(2) 自己負担額 4,000円

※ただし、生活保護世帯は町が発行する「高齢者の肺炎球菌予防接種費用免除券」を発行しますので、下記までお申し出ください。

(3) 接種期間 平成28年3月31日まで

※この期間に接種できなかった場合、その後の接種は任意接種（全額自己負担）となりますので、ご注意ください。

(4) その他

今年度該当する方には4月に通知を送付しておりますが、通知を紛失した場合、下記までお申し出ください。

● お問い合わせ先 ● 上板町役場 福祉保健課 TEL 694 - 6810

7月 保健行事予定表

I. 健康相談・健康教育

月/日	時 間	場 所	内 容	担 当
7/7	10:00～ 11:30	農村環境改善センター	個別健康相談	保健師
8/4	10:00～ 11:30	農村環境改善センター	個別健康相談・ 健康教育	保健師・理学療 法士

II. 乳幼児健康診査

1. 2歳児歯科健康診査・フッ素塗布

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
7/9	13:00～ 13:30	上板町役場 2階 中央公民館 大会議室	問診、身体測定、 歯科診察、フッ 素塗布、歯科・育 児・栄養相談	平成24年 11月1日～ 平成25年 2月28日生

2. 股関節脱臼検診・ブックスタート

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
7/29	10:30～ 11:00	上板町役場 2階 中央公民館 大会議室	股関節脱臼検 診・ブックス タート	平成27年 2月16日～ 平成27年 5月29日生

3. のびのび子育て教室

月/日	受付時間	場 所	内 容	該 当 者
7/31	9:30～ 9:40	上板町役場 2階 中央公民館 第3会議室	離乳食教室、赤 ちゃんの成長発 達・事故予防・ 予防接種につい て	平成27年 2月16日～ 平成27年 5月29日生

平成27年7・8月分

(7/1～8/10まで)



市外局番は(088)です。

■ 担当時間 ■ 平日 18:00～22:30 休日 9:00～22:30

7月	担当時間	担当施設	電話番号
1(※)	くぼ小児科クリニック	678-7141	
2(※)	ルナウイメンズクリニック	697-2322	
3(※)	こまつばら整形外科	698-5108	
4(※)	いのもと眼科内科	698-8887	
5(※)	内科クリニック・オクムラ	692-4771	
6(※)	香川内科	692-9770	
7(※)	森本医院	641-4141	
8(※)	中川整形外科	641-2288	
9(※)	稲次整形外科病院	692-5757	
10(※)	浜病院	692-2317	
11(※)	田根内科胃腸科	698-0123	
12(※)	鶴岡内科胃腸科	692-6886	
13(※)	安芸内科	692-6111	
14(※)	清水内科	692-8900	
15(※)	あいずみ皮ふ科	692-9211	
16(※)	奥村医院	692-2403	
17(※)	山田眼科藍住	692-8118	
18(※)	つかさクリニック	697-2323	
19(※)	きはら耳鼻咽喉科	693-0087	
20(※)	近藤外科内科	693-1188	
21(※)	矢野医院	692-4411	

7月	担当時間	担当施設	電話番号
22(※)	山根眼科	692-8171	
23(※)	板東整形外科	692-5151	
24(※)	西条耳鼻咽喉科	692-8711	
25(※)	中村耳鼻咽喉科クリニック	697-3213	
26(※)	こやま小児科内科クリニック	637-3211	
27(※)	富本小児科内科	692-7228	
28(※)	中山産婦人科	692-0333	
29(※)	内科クリニック・オクムラ	692-4771	
30(※)	鶴岡内科胃腸科	692-6886	
31(※)	きはら耳鼻咽喉科	693-0087	
8月	担当時間	担当施設	電話番号
1(※)	健生きたじまクリニック	698-9629	
2(※)	大久保内科	692-1220	
3(※)	近藤外科内科	693-1188	
4(※)	こやま小児科内科クリニック	637-3211	
5(※)	大久保内科	692-1220	
6(※)	杉みね整形クリニック	693-1021	
7(※)	増田クリニック	693-3020	
8(※)	こまつばら整形外科	698-5108	
9(※)	杉みね整形クリニック	693-1021	
10(※)	小松泌尿器科	692-1277	

担当時間以外
の深夜の救急

きたじま田岡病院 698-1234 全日対応ですが、要確認
稲次整形外科病院 692-5757 水曜日、土曜日は受診前に要確認
東徳島医療センター 672-1171 対応日は確認して下さい

※休日・夜間緊急病院は、変更している場合がありますので、必ず電話してから受診してください。

お誕生
おめでとう

- 引野 松田 剛・麻緒
男の子 颯平(そっへい)
- 引野 瀬尾 辰哉・美田希
男の子 琉晟(りゅうせい)
- 上六條 坂東 竜太・裕子
男の子 拓海(たくみ)
- 七條 松林 俊典・藍
女の子 史花(ふみか)
- 西分 木野 健司・倫子
男の子 竜空(りゅうく)
- 引野 辰巳 勝人・寿子
男の子 壮真(そうま)
- 神宅 大川 廣志・紗佳
女の子 美緒(みお)

7月						
日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30	31	

□ の日はお休みです。

板野町文化の館図書館
7月カレンダー

お問い合わせ先
板野町文化の館図書館
TEL 〇八八八七二一五八八八

特殊詐欺被害防止

「家族の絆キャンペーン」
が行われました。



特殊詐欺とは：
面識のない人から、電話や郵便物などを使って現金やキャッシュカードをだまし取る詐欺。家族を装うオレオレ詐欺等が代表例です。町民のみなさんご注意下さい！

五月二日(土)上板サービスエリア(下り)において、板野警察署、上板防犯推進委員協議会がチラシ等が入った啓発グッズを配布し特殊詐欺の抑止を呼びかけました。

戦没者追悼式が挙行されました

五月三十日(土)、上板町中央公民館において平成二十七年戦没者追悼式が遺族関係者約百名出席のもと、厳粛に行われました。式では戦没者六百二十六柱の冥福を祈り、参加者全員で黙祷が捧げられ、七條町長の追悼のことははじめ、ご来賓の方々から追悼のことばがありました。そしてご遺族の方々が献花を行い戦火に散った戦没者の方々に哀悼の意を捧げ、日本の恒久平和をお祈りし、最後に上板町遺族会七條会長から謝辞が述べられ、式は厳かに終了しました。

今年、小学生や中学生にも献花していただきました。ありがとうございました。



100歳
おめでとうございます!



5月15日に坂田宮子さん(神宅)が100歳の誕生日を迎えられ、県と町から祝状と祝品が贈呈されました。ご家族・ご親族からも温かい祝福を受け本当に幸せそうでした。現在でも、自宅周辺の散歩や庭の除草作業を行い、またデイサービスに通いカラオケや阿波おどりも楽しむ宮子さん。これからもお元気にお過ごしください。



6月18日に飯田光子さん(佐藤塚)が100歳の誕生日を迎えられ、県と町から祝状と祝品が贈呈されました。入所先のケアハウスにおいて、祝賀会が催され、お孫様より100本の薔薇を贈られるなどの祝福を受け本当に幸せそうでした。現在でも、毎日、新聞を読み、ラジオ体操も行う光子さん。これからもお元気にお過ごしください。

なお、町内の100歳以上の方は、9名(女性9名)になりました。